

公益財団法人 よんでん文化振興財団 公益通報者保護規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって法令を遵守した事業運営の強化に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「公益通報」とは、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項に規定する通報をいう。

2 この規定において「職員等」とは、公益財団法人よんでん文化振興財団（以下「当財団」という。）の職員及び当財団と請負契約その他の契約をしている事業等に従事する労働者をいう。

第2章 通報処理体制

(窓 口)

第3条 職員等からの公益通報を受け付ける窓口及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口（以下「公益通報窓口」という。）を事務局に置く。

(公益通報の方法)

第4条 公益通報窓口及び相談窓口の利用方法は電話、電子メール、FAX、書面及び面会とする。

(従事者)

第5条 公益通報対応業務従事者は、常務理事、事務局長とする。

(協力義務)

第6条 職員等は、公益通報された内容の事実関係の調査に協力しなければならない。

(是正措置)

第7条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当財団は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処 分)

第8条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当財団は当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

第3章 当事者の責務

(通報者等の保護)

第9条 当財団は、通報者等が相談又は公益通報をしたことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

2 当財団は、通報者等が相談又は公益通報をしたことを理由として、通報者等の職務環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。

3 当財団は、通報者等に対して不利益な取扱い、嫌がらせ等を行った職員等に対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

4 当財団は、通報者等を特定したうえでなければ必要性の高い調査を実施できないなどのやむを得ない場合を除き、通報者等の特定を行ってはならない。

5 当財団は、公益通報をしない旨の合意をすることを求めること等により、公益通報を妨げることはしてはならない。

（個人情報の保護）

第 10 条 当財団及びこの規程に定める業務に携わる者は、公益通報等の内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

（通 知）

第 11 条 当財団は、通報者に対し、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると公益通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

（不正の目的）

第 12 条 通報者等は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的をもって公益通報を行ってはならない。

2 当財団は、前項の規定に違反して通報を行ったものに対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

（相談又は通報を受けた者の責務）

第 13 条 公益通報処理担当者以外の者が相談又は公益通報を受けたときは、この規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

2 前項の規定による公益通報等を受けた者は、その内容を速やかに公益通報窓口に報告しなければならない。

3 公益通報等を受けた公益通報処理担当者以外の者は、その内容等について他に漏らしてはならない。

（補 則）

第 14 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人 よんでん文化振興財団の設立登記のあった日（平成 22 年 2 月 1 日）から施行する。

附 則

この規程は、2026（令和 8）年 7 月 1 日から施行する。